

# ともえ



函館商工会議所報

**特集** 産業活力再生特別措置法の概要

函館商工会議所 ホームページ <http://www2.hotweb.or.jp/hakocci/>

「ファクシ見〜る」FAX情報(0138)23-3636

にんげん、学ぶためにはお金がかかります。

頼れて、  
テキパキ。

## 教育ローン

しんきんの「教育ローン」は、成長するあなたを応援します。

くわしくは、当店窓口へお気軽に。



Face to Face



みなさまの

函館信用金庫

函館市豊川町15番20号 ☎22-1241

## しんきんのローン

手続カンタン  
スピード融資

目的ローン

マイカーローン

ビジネス・オート  
ローン

★詳しくは窓口へ  
お問い合わせ下さい。



・コミュニティバンク・

函館商工信用組合

本社 函館市千歳町9の6 ☎(代)23-2101

●湯川支店 ☎57-0572(代) ●上磯支店 ☎73-2308(代) ●美原支店 ☎46-9121(代)  
●十字街支店 ☎26-5544(代) ●花園支店 ☎55-2110(代) ●富岡支店 ☎43-1311(代)

来年4月の開学に向け、急ピッチで建設整備が進む公立はこだて未来大学。春を迎えるとすぐ、函館の街を一望する緑豊かなキャンパスに、若者の声が響きわたる。



ともえ12月号は新年号との合併号となるため休刊とさせていただきます。

## 会議所のうごき

北海道開発推進・中小企業活力強化総決起大会  
平成12年度税制改正に関する要望  
道議会新幹線・総合交通対策特別委員会要望会  
道南商工会議所連絡協議会  
議員異動のお知らせ  
新規開業支援相談室開設のご案内  
検定試験ご案内  
入会有り難うございました  
新規学卒者採用のお願い  
函館市内灯油・ガソリン価格動向続報

2

## ハイ！相談所です

タックスフェアご案内  
セミナーご案内  
専門相談ご案内

8

## 特集 産業活力再生 特別措置法の概要

10

## 情報すくらんぶる

### フレッシュで行こう！

函館エヌ・デー・ケー(株) 水木絵美さん

### BOOKS&CD BEST10

### 札幌のホテル冬期優待割引一覧

### 人を元気にする会社

TEA TIME  
12

## 16 みんなの相談室 税務・労務相談 ごあんない

観光コンベンション情報  
DATA HAKODATE  
ほか

18

## 視点

初雪が舞う10月17日、病気の1日も早い回復を皆が願っていた木戸浦前函館市長逝去の知らせを受けた。当市にとって大事な人を失ってしまった。木戸浦さんは昭和61年、民間出身の市長として本年3月まで4期13年間、当市の繁栄と発展のため常に卓越した見識と情熱をもって商工業の発展、振興のため尽力されてこられた。あらためて敬意と感謝を表したい。

平成9年、当市で16年ぶりの開催となった全道商工会議所大会で“函館の街づくり”と題して基調講演をして頂いたが、その迫力、説得力で参加者が感激し「函館の市長さんは素晴らしい。私達の街に木戸浦さんのようなリーダーがいれば」と参加者から協賛の声があがり「函館の市民・経済界の人は素晴らしいリーダーに恵まれ羨ましい」とも言われ、嬉しさと同時に誇りを感じたことが今でも強烈に思い出される。それ以来、各地の商工会議所より講演依頼が殺到したことはもちろんである。

木戸浦さんの死は、当市にとって失うところがあまりにも大きい。しかし、井上新市長がその意を十分に汲み取り、井上カラーを出しながら市政に空白を与えず期待に応え活躍されていることは、市民にとって大変心強いことであり今後も大いに期待したい。

最後に、こよなく愛した郷土函館をあたたく見守ってくださる木戸浦前市長の安らかな永久の眠りをお祈りしたい。

# 会議所のうごき

## 北海道開発推進・中小企業 活力強化総決起大会開催

北海道商工会議所連合会など経  
済九団体による「北海道開発推  
進・中小企業活力強化総決起大  
会」が去る十月五日札幌市におい  
て、全道より約二千名の関係者が



出席して開催されました。

大会では、主催者を代表して伊  
藤義郎北海道商工会議所連合会  
頭より「北海道の社会資本は今日  
まで公共投資により逐次整備され  
てきたが依然として立ち遅れが目  
立つ状況にあり、北海道経済を支  
えている中小企業は雇用の維持に  
努めつつ企業の存亡をかけた厳しい  
経営を続けているなど、中小企業

の活性化の諸施策の実施が緊急の  
課題であるため、国としての思い  
切った施策の推進を強く求めたい  
」旨の挨拶が行われました。続  
いて小脇一朗北海道通産局長、金  
田英行衆議院議員らの激励の挨拶  
の後、武井正直北海道経営者協会  
会長より左記十一項目の決議案が  
読み上げられ、満場の拍手をもつ  
て採決されました。

なお、大会で決議された項目に  
ついては、その早期実現について  
関係機関に対し要望することにな  
っています。

### ★決議事項★

- ・平成12年度北海道開発予算の大幅増額確保
- ・平成12年度中小企業関係予算の大幅増額確保
- ・平成11年度第2次補正予算（公共事業予算を含む）の早期編成
- ・公共事業の北海道への重点配分と地場企業への優先発注
- ・北海道開発体制の維持充実(国土交通省設置関連)
- ・地方分権推進問題における北海道の直轄公共事業の範囲及び特例措置の堅持
- ・ゼロ国債の恒常化
- ・北海道新幹線の早期実現等総合交通ネットワークの整備
- ・中小企業金融対策の充実強化と抜本的税負担の軽減
- ・相続税・贈与税の抜本的改正と中小企業事業承継税制の創設
- ・街づくり関連3法の一体的運用と中心市街地活性化対策の強化

# 陳情・要望活動報告

## 10月

### 平成十二年度税制改正に関する要望

平成十二年度税制改正について、今後政府税調等において、税制改正大綱等の取りまとめに向けた本格的な議論が進められる事を受け、本所では、日本商工会議所と連携しつつ、去る十月二十二日当地区選出の佐藤、鉢呂、金田各衆議院議員に対し、平成十二年度税制改正に関する要望を行いました。

要望内容は以下の通りです。

- 一、事業承継税制の拡充
- 二、外形標準課税の導入反対
- 三、同族会社の留保金課税の廃止
- 四、エンジェル税制の抜本的拡充
- 五、固定資産税の税負担の軽減

### 道議会新幹線特別委が要望会

北海道議会の「新幹線・総合交通対策特別委員会」による要望会が十月二十七日に函館国際ホテルで開催され、松本会頭が北海道新幹線建設促進道南地方期成会会長として出席しました。

松本会長は、今回の基本スキーム見直しに向けた自協議は極めて残念な結果であったことから、今後、新基本スキーム決定までが道新幹線実現の最後の機会との認識にたち全道一丸となった要望活動をしていかなければならないとし、今回の新基本スキームの中にも何としても北海道新幹線実現の具体項目が盛り込まれるよう、また、国の財源問題等々で要望がかなわないと判断されるような場合には青函トンネルを活用した青函同時開業といった実質的な着工に結びつく表現が盛り込まれるよう道議会の最大限の対応を要望しました。

### 道南商工会議所 連絡協議会

道南商工会議所連絡協議会（函館・森・伊達・室蘭・登別・苫小牧・浦河の七商工会議所で構成）の専務理事・事務局長会議が去る十月十八日苫小牧市で開催されました。

当日は、北海道商工会議所連合会常務理事出席のもと、道南ブロックで開催する第七十八回全道商工会議所専務理事会議と第五十一回全道商工会議所大会の開催地を協議したほか、日本団体生命北海道営業局霜田局長から確定拠出型年金制度について説明を受け商工会議所の役割等を協議しました。

**最低賃金が  
変わりました**

10月1日より北海道の最低賃金が改定されました。

日額  
**5,020円**  
時間額  
**628円**

函館・天津間の定期航空路開設を要望

## 天津へ公式訪問団



函館空港からの直行チャーター便を利用した公式訪問団（団長・井上博司函館市長ら三十四人）が、去る十一月二十一日から六日間の日程で中国・天津市等を訪問、本所からは小笠原副会頭（副団長）と平原専務理事（団員）らが参加し同市人民政府の他、中国民用航空総局、中国国際航空会社本社等へ函館・天津間の定期航空路開設の要請を行いました。

この中で李盛霖天津市長からは「定期便開設に向けて共に頑張りましょう」という力強い発言があ

り、菅原渡島支庁長より堀知事からの親書が手渡されました。

また、函館中国経済促進協会が主催となって関係団体の協力のもと、来年五月に中国天津物産展を函館で開催することを提案したところ「全面的にバックアップしたい」との賛意も示されました。

### 議員異動のお知らせ(敬称略)

★議員の辞任

◎二号議員(八月十四日付)

カネフジ漁業(株)

会長 藤谷 作太郎

◎一号議員(九月三十日付)

梅津(株)

常務取締役 和田 一明

本所運営に多大なご協力を頂き誠に有り難うございました。

本所前顧問木戸浦隆一氏(前函館市長)が十月十七日逝去されました。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。

# 新規開業支援相談室 開設のご案内

本所では、従来より新規開業希望の方々からの各種相談をお受けしておりましたが、新規開業に向けた国、道、市等の支援策が拡充強化されたことに伴い、新規開業支援に向けた一元的相談窓口を設けるため、十月一日より本所内に標記相談室を設置しました。

新規開業に向けた支援をより積極的に推進するため、関係機関とも連携を図り、相談に対応して参りますのでお気軽にご相談下さい。

## 業務内容

- 融資(国・道・市)相談
- 経理・税務・経営相談
- マニュアル等の作成
- 創業関連保証(保証協会)に係わる資格要件の確認業務
- セミナー等の開催
- その他新規開業に係る事業全般

相談に関するお問い合わせは

函館商工会議所・中小企業相談所 (TEL23-1181) までお問い合わせ下さい。



## 検定試験のご案内

**3 級** 試験日/平成12年1月30日(日)  
**ワープロ** 受験料/6,120円  
**検定試験** 受付期間/11月22日(月)~12月10日(金)

**キータッチ** 試験日/平成12年1月23日(日)~1月29日(土)  
**2000** 受験料/1,020円 試験用FD1,800円(本人専用…2年度間有効)  
**テスト** 受付期間/11月22日(月)~12月10日(金)

お申込み・お問い合わせは本所振興課 TEL23-1181 内線52へ

## ご入会ありがとうございました

### 事業所名

### 代表者名

### 業種

オフセット あゆはら

掛川 幸雄

印刷業

CAR CONCEPT

中村 太紀

カーオーディオ取付・販売

(有)シティーコーポレーション

三浦 和彦

通信機販売・工事

(有)臨床心理検査管理センター

佐々木 登

健康管理システム販売

申込順・敬称略 本号では10月25日までにご入会の会員さんを紹介させていただきました。

## 新規学卒者の採用をお願いします

(渡島支庁・函館市・函館公共職業安定所等6機関からお願い)

現在当地域では来春の高等学校卒業予定者のうち2,000人が就職を希望しています。しかし過去例のない厳しい経済情勢の中、9月末現在の管内求人数は320人にも満たず、このまま推移すると多くの生徒が卒業時に就職が決まっていけないというだけでなく、若い優秀な人材が地元から離れていく事も予想され地域経済にとっても憂慮すべき事態です。

事業主の皆様には若年労働力の確保のため採用計画を検討され、一人でも多くの新規学卒者を採用していただくようお願い致します。

## 新規高卒者のための就職促進会 参加事業所受付中!!

来春高卒者のための「就職面接会」を

**11月25日(木曜) 午後1時から**

函館ハーバービューホテルにおいて開催いたします。新規高卒者の雇用にご理解ご協力をお願いいたします。

お問い合わせは「ハローワーク函館」まで TEL(0138) 26-0735 内線449

## 灯油・ガソリン価格動向続報

函館市

本誌10月号で函館市の灯油・ガソリン価格動向についてお知らせしましたが、お問い合わせの多い10月分の調査結果について、このほど発表されましたのでお知らせいたします。

なお、本調査は、函館市が毎月12日に当月分の調査として行っているもので、下表はその平均値となっております。※すべての価格は消費税等5%を含んでいます。

(単位：円、%)

|          | 灯 油         |             | ガソリン      |       | 軽 油    |       |       |     |
|----------|-------------|-------------|-----------|-------|--------|-------|-------|-----|
|          | 1リットルホームタンク | 18リットル缶(配達) | 1リットル(現金) | 1リットル | 1リットル  | 1リットル |       |     |
|          | 前年比         | 前年比         | 前年比       | 前年比   | 前年比    | 前年比   |       |     |
| 平成11年10月 | 43.48       | 5.0         | 839.54    | 6.2   | 102.92 | 10.3  | 82.40 | 8.1 |

お問い合わせ/本所指導課 TEL 23-1181

# 小規模企業共済制度の改正について

～共済契約者の方々へ～

現在ご契約されています小規模企業共済制度につきましては、平成10年12月18日に「小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律」が公布され、平成12年4月1日（貸付制度の一部については平成11年度中）から改正制度がスタートすることとなっております。

その改正の内容は、下記のとおりですので、お知らせします。

## I. 制度改正の背景について

- ◎ 平成2～3年頃から急激に金利が低下し、残念ながら本制度が必要としている運用収入を確保できていない状況にあります。
- ◎ このままでは、将来的に共済制度の長期的安定性の確保に懸念が生じる可能性があります。  
～もっとも、当座の共済金の支払資金が不足するなどといった事態では全くありませんので心配いりません～
- ◎ そこでこのような事態を回避し、本制度を安定的にかつ健全な共済制度として末永く運営していくためには、今後の契約期間について共済金等の額の水準を引き下げ、制度全体としての総支給額を下げていくことが不可欠です。  
～もちろん、今後金利情勢が好転し運用収入が十分に得られた場合は、付加共済金として還元されます。

## II. 制度改正の内容について

### 1. 共済金等の額の変更

- (1) 共済金の額の変更
- (2) 準共済金の額の変更
- (3) 解約手当金の額の変更 (以上、平成12年4月から)

今回改正では、共済制度の長期的な安定性を確保するため、基本共済金等の額が引き下げられます。

ただし、新法施行日前（平成12年3月以前）から加入されている方の場合

- 制度改正後、（平成12年4月以降）の期間分については、改正後の共済金等の額または解約手当金の支給割合が適用されますが、改正前（平成12年3月以前）の期間分については、現行の共済金等の額または現行の解約手当金の支給割合が保証されます。

### 2. 分割共済金の支給方法の追加等

- (1) 分割共済金の支給方法の変更 (平成12年4月から)  
「共済金の全額を一括」で受け取る方法と、「共済金の全額を分割」で受け取る方法に加え、「共済金額の一部を一括で、残りを分割で」受け取ることができるようになります。
- (2) 分割共済金支給率の変更 (平成12年4月から)  
平成12年4月以降に共済金の分割支給の請求をする場合は、分割で受け取る場合の1回あたりの分割共済金額（年4回、3ヶ月ごとに支給される額）を算定するための率が引き下げられます。

### 3. 契約者貸付制度の創設・拡充

### 4. その他（前納減額の減額割合の変更） (平成12年4月から)

※ なお、改正後の新しい規約約款や関係法令などは、平成12年3月頃に中小企業総合事業団から共済契約者の方々へ郵送される予定です。

制度改正に関するお問い合わせ先は、

函館商工会議所で申し込みされた方は

または、中小企業総合事業団

共済相談室

札幌共済分室

TEL 0138-23-1181

TEL 03-3433-7171

TEL 011-758-8855

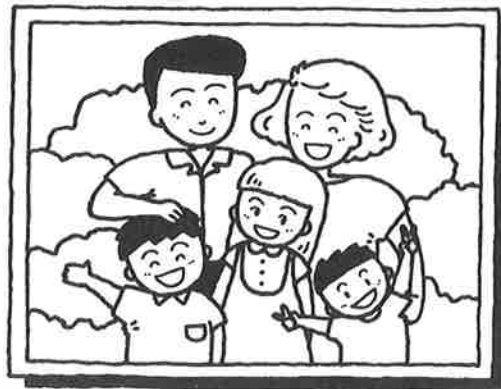


# 生命共済 新規加入 キャンペーン実施中

割安な掛金で大きな保障と安心を!

## ◇この制度の特徴◇

1. 割安な負担で高額な保障が得られます。
2. 簡単な手続き(診査なし)でご加入いただけます。
3. 保険期間が1年ごとですから経済の変動に対処しやすい制度です。
4. 1年後に剰余金があれば配当金として戻ります。
5. 税法上の特典があります。



※詳しくは担当推進員がお伺いいたしますので、ご検討の程よろしくお願いいたします。

35歳の男性が次のコースにご加入されると〈参考例〉

|                  | 5口            | 10口            |
|------------------|---------------|----------------|
| 病気による死亡保険金       | 500万円         | 1,000万円        |
| 不慮の事故による死亡・災害保険金 | 1,000万円       | 2,000万円        |
| 不慮の事故による障害給付金    | 50~500万円      | 100~1,000万円    |
| 不慮の事故による入院給付金    | (1日につき)7,500円 | (1日につき)15,000円 |
| 月 額              | <b>1,945円</b> | <b>3,890円</b>  |

☆お申し込み、お問い合わせにつきましては下記までお電話願います。

市内商工会議所登録会員企業をバックアップする 函館商工会議所 会員課共済担当 TEL0138-23-1181(代)

融資

講習会

セミナー

各種相談業務

中小企業相談所

ハイ!

相談所です

中小企業相談所では企業経営に係るあらゆる問題に対応する体制を整え相談をお受けしております。また業務等の関係から来所出来ない場合につきましては、ご連絡をいただければ事業所に訪問させていただき相談をお受けいたしますので、お気軽にご利用ください。

《税を知る週間 協賛行事》

'99タックスフェア

とき 11月11日(木)～16日(火)

ところ 丸井今井・函館《5階特別会場》

税の無料相談  
コーナー

日頃の悩みを解決して  
ください。

税の書道展  
税の作文コーナー  
入賞作品発表会

小・中学生による書道展  
高校生による税の作文  
ぜひ、ご覧ください。



インターネット  
体験コーナー

インターネットを利用して  
税情報をキャッチ!  
その他インターネットに  
ついてのデモ開催

●協力/NTT東日本函館支店

偽ブランド商品の  
展示

(函館税関資料展示)  
あなたのブランド商品は  
大丈夫…?

★ 特別講演会 ★

- 日 時/11月17日(水)午後2時～3時30分
- 会場/函館ハーバービューホテル
- 参加料/無料
- テーマ/『言葉が杖』
- 講師/作家 安藤俊子さん

主催:(社)函館地方法人会女性部会・共催:タックスフェア実行委員会

今月の移動相談室は11月17日(水) 午前9時30分～午後4時30分  
日本団体生命ビル3F(本町8-18)で開催します。お気軽にご来室下さい。

短時間労働者雇用管理改善等事業

女性パワーをこう活かせ

# うまい人材の活用が即戦力へ

近年、女性労働者の社会進出が年々拡がり、各々の職場において重要な戦力として活躍しております。このため各職場においては、女性労働者に充分配慮した職場環境の提供が求められています。

特に、労働環境の変化にともない、パートタイム労働者を積極的に雇用し活用されている事業所が、増加傾向にあります。

今回は、「変わる女性の就業環境」「女性従業員の活性化」さらに年末商戦を直前にひかえ販売促進の大きな要素である「接客対応の役割・重要性」にポイントをおいた、より実践的なセミナーを開催致します。

## ◎セミナー内容

1. 職場環境で社員は変わる
2. 女性の立場から見た男性
3. 社員の意識改革で能力アップ
4. 効果的な社員教育
5. 接客対応の役割・重要性



◎講師 中小企業診断士 **高橋 紀美子** 氏

◎日時 **平成11年11月24日(水)** 午後1時30分～3時30分

◎場所 **函館商工会議所会議室** (駅前北洋ビル6階)

◎受講料 **無料**

◎定員 **50名**

◎申込要項 **申込み、問合せは 函館商工会議所相談課 TEL23-1181へ**

相談無料!

個別専門  
ご案内相談

経営相談

実施日/12月8日(水) 13:00～16:00

相談員/公認会計士 **斉藤 瞭** 氏

法律相談

実施日/11月26日(金) 13:00～16:00

相談員/弁護士 **大井 勇** 氏

発明・商標  
相談

実施日/11月17日(木) 10:00～16:30

相談員/弁理士 **細井 貞行** 氏

相談は予約制になっておりますので、あらかじめ電話にてお申し込み下さい。(電話23-1181・内線68)

無料

発明・商標相談

- ★函館商工会議所において、毎月第3水曜日に開催しています。
- ★お急ぎの場合は、当事務所でも直接相談を受け付けています。
- ★実用新案、意匠、権利侵害、調査、外国出願等のご相談もどうぞ。

◆私たちが皆様からのご相談にお答えします◆

函館の皆様と共に30年

**英知特許事務所**

(旧名称・早川特許事務所)

所長弁理士 早川政名 弁理士 長南満輝男

弁理士 細井貞行 弁理士 石渡英房

東京都文京区白山5-14-7 早川ビル 電話 03-3946-0531 FAX 03-3946-9290

#### 4. 活用事業計画

- ◆事業再構築計画によって有効活用されなくなる経営資源を、別の者が譲り受け、自らの事業に有効活用する者を「活用事業者」として認定し、支援措置を講じる。

##### 【支援措置】

- 登録免許税の軽減（事業再構築と同様）
- 日本政策投資銀行等による融資
- 債務保証（産業基盤整備基金、中小企業信用保証）
- ◆「活用事業者」の一つのタイプとしてMBO・EBO（役員や従業員の株式取得による会社の設立）を位置づけ、特別の支援措置を講ずる。

##### 【支援措置】

- （通常の活用事業者への支援措置に加え、）
- ①ストックオプション（新株引受権付与）の特例
  - ②優先株の発行限度額の拡大
  - ③産業基盤整備基金による出資

### 創業及び中小企業者による新事業の開拓の支援（第3章）

#### 1. 支援対象

- ◆創業により今まで活用されてこなかった経営資源を有効活用する者と、既存の中小企業者であって経営資源を有効に活用することにより新事業の開拓を行う者を支援対象とする。
- (1) 創業者：1ヶ月以内に個人で創業する、2ヶ月以内に会社を創業する者または創業後5年以内の者。
- (2) 経営資源活用新事業計画の認定中小事業者：新事業の開拓を行う者を、都道府県知事が認定。
- (3) みなし中小企業者（以下の者は(2)の認定中小企業者とみなして支援）
  - ①中小企業創造的事業活動促進法で知事の認定を受けた中小企業者
  - ②中小企業技術革新制度で国等による特定補助金等の交付を受けた中小企業者
  - ③中小企業経営革新支援法の知事等による経営革新計画の承認を受けた中小企業者
  - ④中小企業総合事業団による助成金の交付を受け、当該助成に係る新事業開拓を行う中小企業者

#### 2. 「経営資源活用新事業計画」の認定

- ◆中小企業者の計画策定の負担を軽減し、地域の実態に根差した柔軟な対応を図るべく、経営資源活用新事業計画については、都道府県知事による認定制度を採用。

##### 【認定基準】

- 中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、国民経済の健全な発達を阻害するものでないこと
- 経営資源活用新事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること

#### 3. 支援対象

- (1) 中小企業近代化資金等助成法による無利子の設備資金貸付
  - 都道府県が中小企業に無利子で設備資金を貸し付ける制度
- (2) 中小企業信用保険法による債務保証制度の拡充
  - 創業者向けの無担保保険の特別保証枠の創設（既存措置と合計で2千万円まで）
  - 認定中小企業者向けの各種保険限度額の別枠化
- (3) 中小企業投資育成株式会社法の特例：資本金1億円超であっても投資の対象

### 研究活動の活性化等（第4章）

#### 1. 政府資金による委託研究成果に係る知的財産権の取扱

- 各省庁が政府資金を供与して行っている全ての委託研究開発に係る知的財産権について、100%受託企業に帰属させ得ることとしています。

#### 2. 承認TLOに対する特許料の減免等

- 承認TLOが特定大学技術移転事業を行う際に納付すべき特許料及び出願審査請求手数料について負担軽減措置を講じています。

問い合わせ先……北海道通商産業局 産業部政策課 TEL011-709-2311（内線2552）

# 特集 産業活力再生 特別措置法の概要

## 北海道通商産業局

本年8月6日に産業活力再生特別措置法が成立、同月13日に公布され、9月1日及び10月1日から施行されました。その概要をご紹介します。

### 法律の目的

本法律は、事業者による戦略的な事業再構築の円滑な推進、創業及び新事業開拓の推進、更には新たな経営資源を生み出す研究活動の活性化等を図るための特別の措置を講ずることにより、生産性の高い事業の創出を図るとともに、生産性の低い分野から生産性の高い分野への経営資源の移動を迅速かつ円滑に行うことにより、我が国の経済の生産性の向上を図り、もって、我が国の産業活力の再生を速やかに実現することを目的とするものであります。

### 事業再構築の円滑化（第2章）

#### 1. 「事業再構築」とは

自らの中核的事業を「選択」し、強化する事業活動。具体的には、以下の2タイプがあります。

##### ①事業構造変更（事業ポートフォリオの組み替え）

イ. 合併、営業・資産の譲受、会社の買収等を通じた中核的事業の開始、拡大や効率化  
ロ. 施設・設備の廃棄、営業・資産の譲渡等を通じた事業の縮小・廃止

##### ②事業革新（新たな分野・方式への挑戦）

イ. 新商品・新サービスの開発・生産・提供  
ロ. 新生産方式の導入または設備能率の向上  
ハ. 新販売方式またはサービス提供の方式の導入  
ニ. 新たな原材料の使用または調達方式の導入

#### 2. 主務大臣による「事業再構築計画」の認定（申請期間は平成15年3月31日まで）

##### 【認定基準】

- 生産性を相当程度向上させるとの目標が明確であること  
※次のいずれかに該当するもの  
①自己資本当期純利益率が2%以上上昇すること  
②有形固定資産回転率が5%以上上昇すること  
③従業員1人当たりの付加価値額が6%以上上昇すること
- 計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 経営資源の有効活用が図られるものであること
- 内外の市場の状況に照らして、当該事業分野における生産性向上を妨げるものでないこと
- 国際経済環境と調和のとれた健全な発展を妨げるものでないこと
- 従業員の地位を不当に害するものでないこと
- 当該事業分野の適正な競争が確保され、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと（2以上の者による申請の場合）

#### 3. 支援措置

(1) 税制上の特例（①、②、⑤、⑥については、事業構造変更と事業革新の両方を行う場合に限る。）

①欠損金の繰越（7年）と繰戻（1年）の選択適用、②共同出資子会社への現物出資の場合の譲渡益に係る課税の繰延、③長期保有資産の買換、④新規設備投資への特別償却、⑤登録免許税の軽減、⑥不動産取得税の軽減

(2) 商法上の手続きの簡素化

①現物出資等による分社化の際の「検査役制度」の特例、②営業の全部の譲受に関する特例、③営業譲渡の際の債務の移転に関する特例

(3) 財政・金融等の措置

①日本政策投資銀行等による融資、②産業基盤整備基金による債務保証、③ストックオプションの対象範囲を拡大、④債務の株式化に関する環境整備